

国民健康保険税について

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。国保税の納付にご協力をお願いします。

なお、本年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定しております。第1期の納期限は7月31日（金）ですので、納め忘れにご注意ください。

○保険税額の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこからみなさんが医療機関で支払う自己負担金と、国などからの補助金を差し引いた金額が国保税の総額となります。国保税の税率は市区町村ごとに定められ、一世帯ごとの保険税が算定されます。

本町の令和2年度保険税の税率は、令和元年度から据え置きとなりましたが、医療費は年々増加しており、今後は税率の見直しが見込まれます。

○納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主の方です。世帯主の方が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保の加入者が1人でもいれば、

納税義務者（擬制世帯主）となります。

国民健康保険税の計算方法

医療分（左表①）、後期高齢者支援助分（左表②）及び介護分（左表③）を計算し、合計したものが世帯の1年間（4月から翌年3月まで）の国保税となります。年の途中で加入した場合、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援助分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

令和2年度の税率と賦課限度額			
	加入者全員		(40歳から64歳)
	医療分①	後期高齢者支援助分②	介護分③
所得割(加入者の前年の所得に応じて計算)	7.8%	2.0%	1.3%
資産割(加入者の固定資産税額に応じて計算)	30.0%	8.0%	7.0%
均等割(1人当たり)	20,000円	5,000円	7,000円
平等割(1世帯当たり)	20,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

国民健康保険税の軽減について

○均等割・平等割の軽減

国保加入世帯の所得額に応じて、税額の軽減措置があります。税額の軽減は、国保税のうち加入者数に応じてかかる均等割と加入世帯にかかる平等割が対象となります。また、この軽減を受けるための手続きは不要ですが、世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報のない方（所得未申告者）がいる場合、国保税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

軽減判定の基準	
軽減割合	基準となる所得金額（擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額）
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下

国民健康保険税の納め方

○普通徴収

現金または口座振替により納付いただきます。（納期は8期あります）

○特別徴収（年金からの天引き）

特別徴収対象被保険者※の年金の支払時に、国保税を差し引きます。（申し出により口座振替に変更することができます）

※特別徴収対象者の要件

- 1 世帯主が国保の被保険者。
- 2 世帯内の国保加入者が65歳以上74歳未満。
- 3 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- 4 世帯主に係る国保税と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない。

○納付時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	○		○		○	
本徴収						

加入、脱退には必ず届出を

加入の届出が遅れると、その間の医療費が全額自己負担になり、国保税についてはさかのぼって課税されます。

また、職場の健康保険に加入した時など、国保を脱退する時も手続きが必要となります。届出が遅れると、本来支払う必要のない国保税が課税されてしまいます。

加入している健康保険に異動があった場合は、14日以内に届出をお願いします。

なお届出の際には、窓口に来る方の本人確認書類と、該当者と世帯主のマイナンバーを持参してください。

コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、ご連絡ください。

○お問い合わせ

- ・国保の資格について
町民税務課 町民G ☎(84)1965（直通）
- ・国保税について
町民税務課 税務G ☎(84)1966（直通）